

ワーク・ライフ・バランスの実現を目指して

わが国では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等により、仕事と生活の調和の実現に向けて、企業や働く者が個々の企業や仕事の実情に合った効果的な対策を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことを推進しています。

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものです。その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直しなどにより、生産性の向上につなげることも可能です。

「憲章」では、こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきであり、企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む、とされています。

■「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に掲げる具体的な取組（抜粋）

企業、働く者の取組

（総論）

- 経営トップのリーダーシップの発揮による職場風土改革のための意識改革、柔軟な働き方の実現等
- 目標策定、計画的取組、点検の仕組み、着実な実行
- 労使で働き方を見直し、業務の見直し等により、時間当たり生産性を向上

（就労による経済的自立）

- 人物本位による正当な評価に基づく採用の推進
- 就業形態に関わらない公正な処遇等

（健康で豊かな生活のための時間の確保）

- 労働時間関連法令の遵守の徹底
- 労使による長時間労働の抑制等のための労働時間等の設定改善のための業務見直しや要員確保の推進

（多様な働き方の選択）

- 育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業など個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度整備と利用しやすい職場風土づくりの推進
- 女性や高齢者等への再就職・継続就業機会の提供

コラム

■年次有給休暇取得率などの政府目標

政府は、2020年までに年次有給休暇取得率70%、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2008年（10%）の5割減とする目標を掲げ、国を挙げてワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組んでいます。

また、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）においても雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランスの実現を目指しています。

